

令和2年11月24日提出

令和2年11月市議会定例会

説明書・参考

〔議案第117号～議案第128号〕

島 田 市

説 明 書

議案第117号 島田市建築審議会条例について

島田市附属機関等に関する指針に基づき、設置目的、所掌事務が類似している審議会を島田市建築審議会として統合するため、新たに条例を制定し、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第118号 島田市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例について

令和2年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、延滞金の割合の特例を見直すため、関連する3つの条例を一括して改正し、令和3年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第119号 島田市印鑑条例の一部を改正する条例について

印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別を削除するため、条例の一部を改正し、令和3年3月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第120号 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

令和2年6月に定められた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）の施行に伴い、管理者要件の適用の猶予期間を延長するとともに、やむを得ない理由がある場合には主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第121号 島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和2年3月に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び同年9月に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）の施行に伴い、国民健康保険税における基礎課税額等の課税限度額を改めるとともに、減額措置に係る軽減判定基準及び長期譲渡所得等に係る課税の特例を見直すため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第122号 島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について

川根温泉に置く施設を整理するとともに、一部の施設を除き、休館日を毎週火曜日に変更するため、条例の一部を改正し、令和3年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第123号 島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について

令和2年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金の延滞金及び加算金について見直すため、関連する2つの条例を一括して改正し、令和3年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第124号 島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

新病院の開院に伴い、病床数を536床から445床とし、使用料及び手数料の種類及び額を見直すため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和3年5月2日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第125号 島竹下線道路改良事業に伴う五和駅構内踏切拡幅工事委託に関する協定の締結について

島竹下線道路改良事業に伴う五和駅構内踏切拡幅工事を委託することに伴い、工事委託に関する協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年島田市条例第46号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第126号 指定管理者の指定について（島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場）

令和3年3月31日に施設の指定期間が満了する島田市田代の郷温泉及び新たに指定管理者制度を導入する田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場の2施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第127号 指定管理者の指定について（横井運動場公園ほか5施設）

横井運動場公園、大井川緑地、谷口スポーツ広場、大井川さくら緑地、かなや大井川緑地及び島田市金谷体育センターの6施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第128号 市道路線の廃止について

稲荷四丁目地内の宅地造成に伴う周辺路線の見直しにより 1 路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第117号	島田市建築審議会条例について ◇新旧条文対照表-----	1
議案第118号	島田市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部 を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	7
議案第119号	島田市印鑑条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	11
議案第120号	島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	13
議案第121号	島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	15
議案第122号	島田市川根温泉条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	21
議案第123号	島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び島田市公 共下水道事業区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例に ついて ◇新旧条文対照表-----	25
議案第124号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ いて ◇新旧条文対照表-----	31
議案第125号	島竹下線道路改良事業に伴う五和駅構内踏切拡幅工事委託に関する 協定の締結について ◇協定を締結しようとする事業者の概要及び位置図-----	39
議案第126号	指定管理者の指定について（島田市田代の郷温泉及び田代の郷多 目的スポーツ・レクリエーション広場） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票-----	41

議案第127号	指定管理者の指定について（横井運動場公園ほか5施設） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	43
議案第128号	市道路線の廃止について ◇市道廃止路線位置図-----	46

議案第117号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市建築審議会条例

新 条 文

○附則第2項関係（島田都市計画六合駅南地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）

（許可による特例）

第9条 省略

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ、島田市建築審議会に諮問をしなければならない。

（委任）

第10条 省略

（罰則）

第11条 省略

○附則第3項関係（島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例）

（建築の制限）

第4条 省略

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合は、あらかじめ、島田市建築審議会に諮問をしなければならない。

対 照 表

旧 条 文

○附則第2項関係（島田都市計画六合駅南地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）

（許可による特例）

第9条 省略

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ、次条第1項に規定する島田市六合駅南地区計画建築審議会に諮問をしなければならない。

（建築審議会）

第10条 前条第2項に規定する諮問及びこの条例の施行に関する重要事項についての市長の諮問に応じ、調査審議するため、島田市六合駅南地区計画建築審議会（以下「建築審議会」という。）を置く。

2 建築審議会は、委員5人で組織する。

3 委員は、法律、建築、都市計画、行政等に関し知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 建築審議会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開する。ただし、建築審議会は、必要に応じ、その手続及び公文書を、議決により公開しないことができる。

（委任）

第11条 省略

（罰則）

第12条 省略

○附則第3項関係（島田都市計画大規模集客施設制限地区の区域内における建築の制限に関する条例）

（建築の制限）

第4条 省略

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合は、あらかじめ、第6条第1項に規定する島田市大規模集客施設制限地区建築審議会に諮問をしなければならない。

（建築審議会）

(委任)

第6条 省略

(罰則)

第7条 省略

附 則

この条例は、島田都市計画特別用途地区における大規模集客施設制限地区の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日から施行する。

○附則第4項関係（島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）

（許可による特例）

第11条 省略

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ、島田市建築審議会に諮問をしなければならない。

第6条 第4条第2項に規定する諮問及びこの条例の施行に関する重要事項についての市長の諮問に応じ、調査審議するため、島田市大規模集客施設制限地区建築審議会（以下「建築審議会」という。）を置く。

2 建築審議会は、委員5人で組織する。

3 委員は、法律、建築、都市計画、行政等に関し知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 建築審議会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開する。ただし、建築審議会は、必要に応じ、その手続及び公文書を、議決により公開しないことができる。

（委任）

第7条 省略

（罰則）

第8条 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、島田都市計画特別用途地区における大規模集客施設制限地区の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行の日以後、最初に第6条第3項の規定により委嘱される委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成26年3月31日までとする。

○附則第4項関係（島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）

（許可による特例）

第11条 省略

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ、次条第1項に規定する島田市新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画建築審議会に諮問をしなければならない。

（建築審議会）

第12条 前条第2項に規定する諮問及びこの条例の施行に関する重要事項についての市長の諮問に応じ、調査審議するため、島田市新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画建築審議会（以下「建築審議会」という。）を置く。

2 建築審議会は、委員5人で組織する。

3 委員は、法律、建築、都市計画、行政等に関し知識と経験を有する者のうちか

(委任)

第12条 省略

(罰則)

第13条 省略

ら、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 建築審議会の行う調査審議に係る手続及び公文書は、公開する。ただし、建築審議会は、必要に応じ、その手続及び公文書を、議決により公開しないことができる。

(委任)

第13条 省略

(罰則)

第14条 省略

議案第118号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等

新 条 文

○島田市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（本則第1号関係）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2 省略

3 省略

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

○島田市介護保険条例（本則第2号関係）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2

3 省略

8

（延滞金の割合の特例）

9 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金

対 照 表

旧 条 文

○島田市税外諸収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（本則第1号関係）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2 省略

3 省略

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和21年法律第15号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

○島田市介護保険条例（本則第2号関係）

附 則

（施行期日）

1 省略

（経過措置）

2

3 省略

4

（延滞金の割合の特例）

9 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和21年法律第15号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割

特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

○島田市後期高齢者医療に関する条例（本則第3号関係）

附 則

（施行期日）

1 省略

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

○島田市後期高齢者医療に関する条例（本則第3号関係）

附 則

（施行期日）

1 省略

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和21年法律第15号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

新 条 文

(登録事項)

第6条 市長は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)

↳ 省略

(5)

(6)

↳ 省略

(8)

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、次に定める事項について、印鑑登録原票の写しを作成し、これに市長が証明するものとする。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 省略

(5) 省略

対 照 表

旧 条 文

(登録事項)

第6条 市長は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)

↳ 省略

(5)

(6) 男女の別

(7)

↳ 省略

(9)

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、次に定める事項について、印鑑登録原票の写しを作成し、これに市長が証明するものとする。

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 男女の別

(5) 省略

(6) 省略

議案第120号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条

新 条 文

(管理者)

第6条 省略

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

3 省略

附 則

(施行期日)

1 省略

(経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

対 照 表

例

旧	条	文
		<p>(管理者)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 省略</p>
		<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 省略</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p>

新 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。

3 省略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

対 照 表

旧 条 文

(課税額)

第2条 省略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合には、基礎課税額は、61万円とする。

3 省略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア

↳ 省略

オ

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

附 則

1

↳ 省略

7

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 省略

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属

ア

↳ 省略

オ

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

附 則

1

↳ 省略

7

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 省略

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属

者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

12

↳ 省略

19

者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第10条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

12

↳ 省略

19

対 照 表

旧 条 文
<p>(施設)</p> <p>第3条 島田市川根温泉（以下「川根温泉」という。）に次の施設を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(3) 農業体験棟</u></p> <p><u>(4)</u></p> <p>↳ 省略</p> <p><u>(6)</u></p>
<p>(開館時間)</p> <p>第10条 川根温泉の開館時間（コテージにあっては、コテージの利用に係る申込みの受付時間）は、午前9時から午後9時まで<u>（農業体験棟は、午前9時から午後5時まで）</u>とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>
<p>2 省略</p>
<p>(休館日等)</p> <p>第12条 <u>川根温泉の休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p> <p><u>(1) ふれあい棟、農業体験棟（食堂を除く。）、展示販売棟及びパターゴルフ場 毎月第1火曜日（第1火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その翌日（その日が祝日に当たるときは、その日の属する月の第2火曜日））</u></p> <p><u>(2) 農業体験棟（食堂に限る。） 毎週火曜日（火曜日が祝日に当たるときは、その直後の祝日以外の日）</u></p> <p>2 コテージ及びコイン給湯所は、休館日を設けないこととする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館することができる。</p>
<p>3 省略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第13条 川根温泉（展示販売棟を除く。以下この条、第15条、第16条、第18条及び第19条において同じ。）を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければな</p>

を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

らない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 省略

議案第123号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び島田市公共下水道

新 条 文

○島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（第1条関係）

（延滞金）

第15条 市長は、納期限までに第7条第4項の規定により分割して徴収する負担金を納付しない者があるときは、当該負担金（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。この場合において、当該延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 省略

3 省略

（加算金）

第17条 市長は、前条の規定により過誤納金を還付し、又は充当する場合には、その納付の日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当した日（同日前に充当をするに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算するものとする。

2 省略

附 則

1

（ 省略

3

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が

対 照 表

事業区域外流入分担金徴収条例

旧 条 文

○島田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（第1条関係）

（延滞金）

第15条 市長は、納期限までに第7条第4項の規定により分割して徴収する負担金を納付しない者があるときは、当該負担金（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。この場合において、当該延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 省略

3 省略

（加算金）

第17条 市長は、前条の規定により過誤納金を還付し、又は充当する場合には、その納付の日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当した日（同日前に充当をすることに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に年7.25パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算するものとする。

2 省略

附 則

1

（ 省略

3

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算

年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(加算金の割合の特例)

- 5 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第17条第1項に規定する加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「附則第5項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。
- 6 前項の規定の適用がある場合における加算金の額の計算において、同項に規定する還付加算金特例基準割合が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

○島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例 (第2条関係)

(延滞金)

第11条 市長は、納期限までに第5条第3項の規定により分割して徴収する分担金を納付しない者があるときは、当該分担金の額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額) に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント (当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して徴収する。この場合において、当該延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 省略
- 3 省略

(加算金)

第13条 市長は、前条の規定により過誤納金を還付し、又は充当する場合には、その納付の日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当した日 (同日前に充当をするに適することとなった日があるときは、その日) までの期間の日数に応じ、その金額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額 (以下「加算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算するものとする。

- 2 省略

附 則

(施行期日)

- 1 省略

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3

した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

(加算金の割合の特例)

- 5 当分の間、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、第17条第1項に規定する加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.25パーセントの割合」とあるのは、「附則第4項に規定する特例基準割合」とする。

○島田市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例（第2条関係）

(延滞金)

第11条 市長は、納期限までに第5条第3項の規定により分割して徴収する分担金を納付しない者があるときは、当該分担金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して徴収する。この場合において、当該延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 省略

3 省略

(加算金)

第13条 市長は、前条の規定により過誤納金を還付し、又は充当する場合には、その納付の日の翌日から還付のため支出を決定した日又は充当した日（同日前に充当をするに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に年7.25パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算するものとする。

2 省略

附 則

(施行期日)

1 省略

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25

パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（加算金の割合の特例）

- 3 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第13条第1項に規定する加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「附則第3項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における加算金の額の計算において、同項に規定する還付加算金特例基準割合が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（加算金の割合の特例）

- 3 当分の間、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、第13条第1項に規定する加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.25パーセントの割合」とあるのは、「附則第2項に規定する特例基準割合」とする。

議案第124号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市病院事業の設置等に関する条例

新 条 文

(経営の基本)

第4条 省略

2 省略

3 省略

4 病床数は、次のとおりとする。

(1) 一般病床 435床

(2) 結核病床 4床

(3) 省略

別表 (第6条関係)

区分	細目	単位	金額
省略			
診断書	一般診断書（島田市立総合医療センターの様式によるもの） 治療経過に関する診断書 特定疾患診断書その他これに類するもの	1通につき	<u>1,650円</u>
	死亡診断書 休業補償診断書その他これに類するもの	1通につき	<u>3,300円</u>
	身体障害者手帳の交付の申請に係る診断書 交通災害共済に係る診断書	1通につき	<u>2,750円</u>

対 照 表

旧 条 文

(経営の基本)

第4条 省略

2 省略

3 省略

4 病床数は、次のとおりとする。

(1) 一般病床 467床

(2) 療養病床 35床

(3) 結核病床 8床

(4) 精神病床 20床

(5) 省略

別表 (第6条関係)

区分	細目	単位	金額
省略			
診断書	一般診断書（島田市立総合医療センターの様式によるもの） 治療経過に関する診断書 特定疾患診断書その他これに類するもの	1 通につき	<u>1,630円</u>
	死亡診断書 休業補償診断書その他これに類するもの	1 通につき	<u>2,200円</u>
	身体障害者手帳の交付の申請に係る診断書 交通災害共済に係る診断書	1 通につき	<u>2,730円</u>

文 書 料	省略		
	証明書	転帰（治癒等）証明書 その他これに類するもの	1 通につき <u>550円</u>
	省略		
		一般証明書（島田市立 総合医療センターの様 式によるもの） 入院（通院）証明書 （生命保険に係るもの を除く。） 妊娠（出生、死産）証 明書その他これに類す るもの 医療費に係る証明書で 複雑なもの	1 通につき <u>1,650円</u>
	省略		
	省略		
	鑑定書		1 通につき <u>5,500円</u>
	<u>死体検案料</u>		<u>5,500円</u> <u>（ただし、画像 による診断、検 査等を実施する 場合は、第6条 第2項第2号の 規定の例により 算定した額を加 算する。）</u>

文 書 料	省略		
	証明書	転帰（治癒等）証明書 その他これに類するもの	1 通につき <u>530円</u>
	省略		
		一般証明書（島田市立 総合医療センターの様 式によるもの） 入院（通院）証明書 （生命保険に係るもの を除く。） 妊娠（出生、死産）証 明書その他これに類す るもの 医療費に係る証明書で 複雑なもの	1 通につき <u>1,630円</u>
	省略		
	省略		
	鑑定書		1 通につき 5,500円

省略			
個室等使用料	<u>個室A</u>	<u>1日につき</u>	<u>6,600円</u>
	<u>個室B</u>	<u>1日につき</u>	<u>5,500円</u>
	<u>2人室</u>	<u>1日につき</u>	<u>1,980円</u>
人間ドック料	1日人間ドック	1回につき	<u>40,700円</u> (ただし、 <u>管理者</u> が健康保険組合等と契約している場合は、その金額とする。)
省略			
分べん介助料	診療時間において分べんがあった場合	1件につき	<u>116,000円</u> (ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>66,000円</u> を加算する。)
	診療時間以外の時間において分べんがあった場合（次項に規定する場合を除く。）	1件につき	<u>136,000円</u> (ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに <u>76,000円</u> を加算する。)

省略			
特別室使用料	特別室A	1日につき	22,000円
	特別室B	1日につき	16,500円
	特別室C	1日につき	12,100円
	特別室D	1日につき	9,900円
	特別室E	1日につき	7,700円
	特別室F	1日につき	6,600円
	特別室G	1日につき	4,930円
	特別室H	1日につき	4,400円
	特別室I	1日につき	1,630円
		人間ドック個室	1泊につき
人間ドック料	短期人間ドック（1泊2日）	1回につき	68,850円 （ただし、市長が健康保険組合等と契約している場合は、その金額とする。）
	1日人間ドック	1回につき	39,600円 （ただし、市長が健康保険組合等と契約している場合は、その金額とする。）
省略			
分べん介助料	診療時間において分べんがあった場合	1件につき	96,000円 （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに56,000円を加算する。）
	診療時間以外の時間において分べんがあった場合（次項に規定する場合を除く。）	1件につき	112,000円 （ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに64,000円を加算する。）

	休日又は深夜において 分べんがあった場合	1件につき	156,000円 (ただし、多胎 分べんの場合 は、1児を増す ごとに86,000円 を加算する。)
省略			
歯科 インプラント 手術料	省略		
	関連手術	省略	
		その他特殊な手術	一式
<u>その他の使用料及 び手数料</u>			<u>実費を考慮して 管理者が別に定 める額</u>

備考 省略

	休日又は深夜において分べんがあった場合	1件につき	128,000円 (ただし、多胎分べんの場合は、1児を増すごとに72,000円を加算する。)
省略			
歯科インプラント手術料	省略		
	関連手術	省略	
	その他特殊な手術	一式	当該手術に類似する手術に係る費用の額を考慮して市長が別に定める額

備考 省略

議案第125号 参 考

協定を締結しようとする事業者の概要及び位置図

1 協定を締結しようとする事業者の概要

(1) 名称

大井川鐵道株式会社

(2) 代表者

代表取締役社長 鈴木 肇

(3) 所在地

島田市金谷東二丁目1112番地の2

(4) 創立年月日

大正14年3月10日

(5) 路線

本線 金谷(静岡県島田市)～千頭(静岡県榛原郡川根本町)

距離 39.5キロメートル

駅数 19駅

井川線 千頭(静岡県榛原郡川根本町)～井川(静岡市葵区)

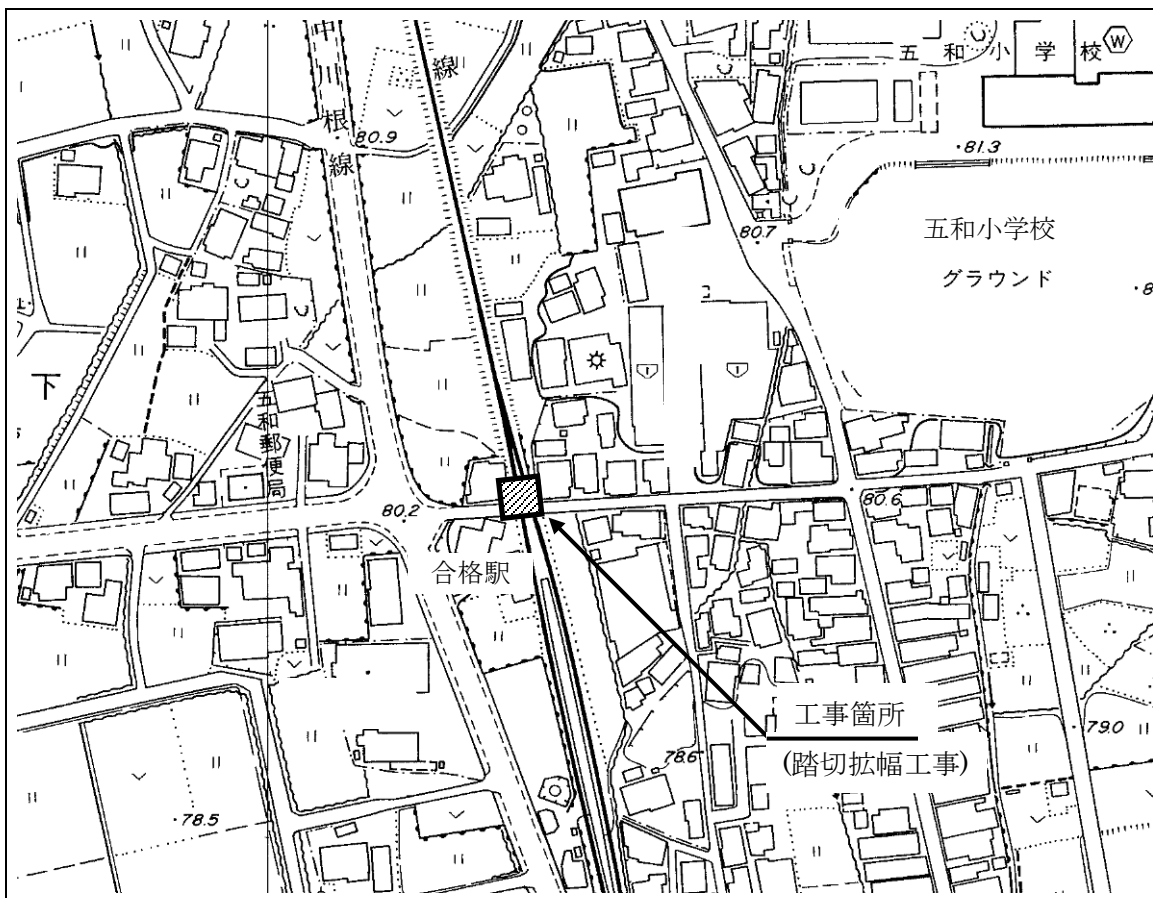
距離 25.5キロメートル

駅数 14駅

(6) 沿革

- ・大正14年3月10日 創立
- ・昭和6年12月1日 金谷～千頭 全通
- ・昭和24年12月1日 金谷～千頭 電化開業（S L 運行中止）
- ・昭和34年8月1日 井川線 営業運転開始
- ・昭和45年11月 千頭～川根両国で小型のS Lによる遊覧運転開始
- ・昭和51年7月9日 本線でS L営業運転再開
- ・平成2年10月2日 アプトいちしろ～長島ダムのアプト式鉄道区間を含む
4.8キロメートル開業
- ・平成26年7月12日 アジア初 きかんしゃトーマス号運行

2 島竹下線道路改良事業に伴う五和駅構内踏切拡幅工事位置図



■事業計画

島竹下線道路改良事業に伴う五和駅構内踏切拡幅工事に関する協定

- | | |
|--------|-------------|
| 平成29年度 | 基本協定 |
| 令和元年度 | 設計等に関する細目協定 |
| 令和2年度 | 工事に関する細目協定 |

■工事計画

- 電気工事 (通信工事、電路工事、信号工事)
- 軌道工事 (線路・分岐器工事)
- 土木工事 (道床・水路工事)

議案第126号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票
(島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

静岡ビル保善株式会社

(2) 代表者

代表取締役 石井 宏司

(3) 所在地

静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号

(4) 設立年月日

昭和41年5月2日

(5) 業務内容

ア 不動産管理業

イ 清掃業

ウ 清掃用品の製造販売

エ 建築物衛生法に基づく業務

オ 建築物並びに附帯施設の維持管理

カ 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理

キ 警備業

ク 地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営

ケ 労働者派遣事業

コ 建築工事業

サ 電気工事業

シ 管工事業

ス 消防施設工事業

セ 損害保険代理店業

ソ 飲食店業

タ 旅館業

チ 宿泊施設の経営

ツ 介護予防・日常生活支援総合事業

テ アからツに附帯する一切の業務

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

9人(うち代表取締役2人、取締役5人、監査役2人)

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	島田市田代の郷温泉 田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場	応募団体数	4団体							
評価項目	団体の名称 評価内容	委員会の平均評価点数								
		西東石油株式会社	株式会社ヤタロー	静岡ビル保善株式会社	代表企業 株式会社ファーストストーリー 構成企業 太平ビルサービス株式会社 島田営業所					
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.18	3.10	3.40	2.78					
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。									
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。									
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。									
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。									
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.15	3.20	3.53	2.88					
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。									
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。									
	緊急時の対応が図られているか。									
	個人情報保護の措置が図られているか。									
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	3.00	2.75	3.65	2.85					
	経費の圧縮が図られているか。									
	安定的な収入を得るための計画か。									
	他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。									
	市の歳出の軽減が図れるか。									
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.43	3.28	3.75	3.08					
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。									
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。									
	最近の活動内容に評価する点はあるか。									
	施設の運営に対する意欲があるか。									
5 施設の特異性に着目した項目	【田代の郷温泉】 ふれあいと交流を通じた地域振興(地域住民の雇用、地元経済効果等)の効果が期待できる計画となっているか。	6.35	6.35	6.95	5.20					
	【田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場】 更なるスポーツ振興とスポーツ・レクリエーションに親しむ人を新たに開拓する計画となっているか。(広場において、スポーツ・レクリエーションに親しむ人数の増加を図る計画及び将来にわたって市内のスポーツ・レクリエーションに参加する人数の増加を図る計画となっているか。)									
	【共通】 市民の健康を増進する計画となっているか。									
	一体的な運用により効率的な管理運営体制となっているか。									
	民間の能力やアイデアを活かし、両施設の利用者増や収入増などの相乗効果を実現する計画となっているか。									
	総合評価点数					19.11	18.68	21.28	16.79	

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、各委員が、評価内容ごとに「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - (3) 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価のうち「他の施設運営において実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

議案第127号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (横井運動場公園ほか5施設)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

(1) 名称

株式会社特種東海フォレスト

(2) 代表者

代表取締役 山本 実

(3) 所在地

島田市金谷東一丁目753番地の1

(4) 設立年月日

昭和54年5月1日

(5) 業務内容

ア 樹木の生産、売買および造林業ならびに森林保護事業

イ 立木の売買および木材の伐出事業

ウ 木材の売買および加工販売

エ 土木、建築、索道架設、造園、管、機械器具設置、水道施設各工事の設計、
施工監理および管理

オ 産業廃棄物処理業務

カ 鉱物、土石の採掘および加工販売

キ 温泉、鉱泉の掘さく、利用および利用権の売買

ク 体育、娯楽施設の経営

ケ 旅館および食堂の経営、ならびに旅行業

コ 日曜雑貨、食料品、酒類、石油製品、肥料、農薬および貴金属類の販売

サ 農林水産物の生産、養殖および販売

シ 農林水産物、酒類、日用雑貨の輸入及び販売

ス 山林の管理保全

セ 不動産の管理および売買、賃借の仲介ならびに鑑定

ソ 損害保険代理業

タ 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

チ 生命保険の募集に関する業務

ツ 警備業務

テ 特殊東海製紙株式会社およびその関連会社が委託する福利厚生施設の維持管
理に関する業務

ト 下記産業機械設備の設計、製作、据付、修理、整備

(ア) 紙パルプ製造設備およびその付属機器

(イ) 合板積層板製造機器

(ウ) 各種化学工業用機器

(エ) 食品加工用機器

(オ) 農業用機械

(カ) 繊維工業用機器

(キ) 木工用機械

- ナ 電気工事の設計施工ならびに電気機器の製作修理
- ニ 計測および制御に関する機械装置の設計施工ならびに保全
- ヌ 公害防止機械装置の設計施工、修理、保全、運転、管理
- ネ 荷造包装機械の製作、加工、販売
- ノ 用廃水設備、暖冷房および空調設備の設計施工
- ハ 電気・機械器具およびその部品の製造、販売
- ヒ 倉庫業
- フ 古物商
- ヘ 労働者派遣業
- ホ 発電施設の設計・施工、監理・運営、維持・管理および電力供給・販売
- マ 測量および建設コンサルタント業務
- ミ 生コンの製造、販売
- ム アからミに関係する技術者の派遣
- メ アからムに関する設備機械器具類の売買、賃貸借及び運転、管理
- モ アからメに付帯する一切の事業

※(5)は、団体に関する履歴事項全部証明書に基づいて作成した。

(6) 役員

4人（うち代表取締役1人、取締役2人、監査役1人）

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		横井運動場公園 大井川緑地外4施設	応募団体数	2団体
		委員会の平均評価点数		
評価項目	団体の名称	株式会社 特種東海フォレスト	代表企業 山岸運送 株式会社 構成企業 株式会社 島田グリーンセンター	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.31	3.06	
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。	3.37	3.17	
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。			
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
3 収支計画	緊急時の対応が図られているか。	3.11	2.69	
	個人情報保護の措置が図られているか。			
	取支予算の内容は適切であるか。			
	経費の圧縮が図られているか。			
4 団体の能力及び適格性	安定的な収入を得るための計画か。	3.46	3.09	
	他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。			
	市の歳出の軽減が図れるか。			
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。			
5 施設の特殊性に着目した項目	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。	5.71	6.69	
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
	施設の運営に対する意欲があるか。			
5 施設の特殊性に着目した項目	市民の生涯スポーツの推進に努め、スポーツの振興に向けた取り組みをどのように行うか。	5.71	6.69	
	施設の利用を通じ、地域や各団体との関わりを良好に進めることができるか。			
	民間の能力、アイデアを活かし、施設の利用の促進を期待できるか。			
	スポーツに親しむ人を新たに開拓する計画となっているか。(各施設において、スポーツに親しむ人数の増加を図る計画及び将来にわたって市内のスポーツイベントに参加する人数の増加を図る計画となっているか。)			
総合評価点数		18.96	18.70	

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、各委員が、評価内容ごとに「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - (3) 総合評価点数のもっとも高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価のうち「他の施設運営において実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特殊性に着目した項目」の評価内容は、当該施設に係る委員会において定める。

市道廃止路線位置図

